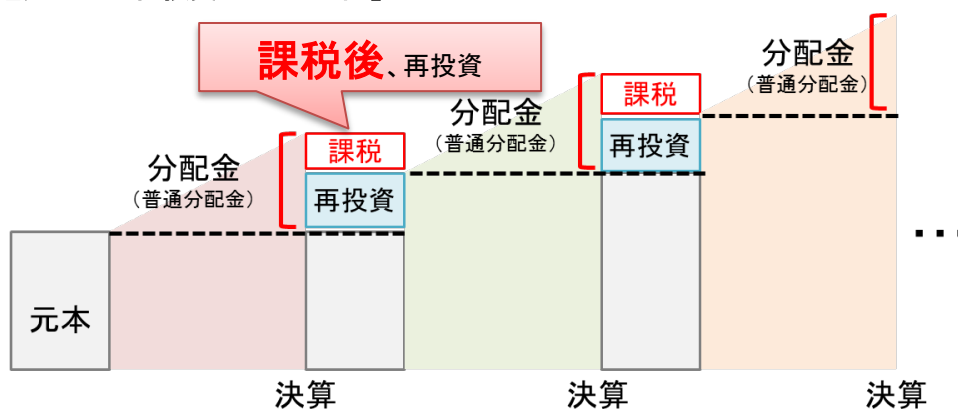


- ◆ 当社において、お取り扱いしておりますファンドの中には、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」をご選択いただけるファンドがございます。また、ファンドによっては、決算の頻度（毎月決算、年2回決算、年1回決算等）を選択いただけるものもございます。
- ◆ 分配金再投資コースにおきましては、原則として普通分配金※1は課税後、無手数料で再投資されます。一般的に、**分配金が「普通分配金」であった場合、分配頻度が少ない方が税の繰り延べ効果が高い**とされております。つまり、毎月決算を行うファンドよりも、決算頻度が年1回や年2回のファンドの方がその効果は高いとされております。
- ◆ なお、分配金再投資コースを選択された場合であっても、お客さまからのお申し出により、再投資を停止し、分配金をお受け取りいただくことが可能です。ただし【図1】のように、**基準価額が継続的に上昇しているような局面**においては、**分配金を再投資し、その後の基準価額の影響(上昇)を享受されるようにしていただく方が有利**となります。

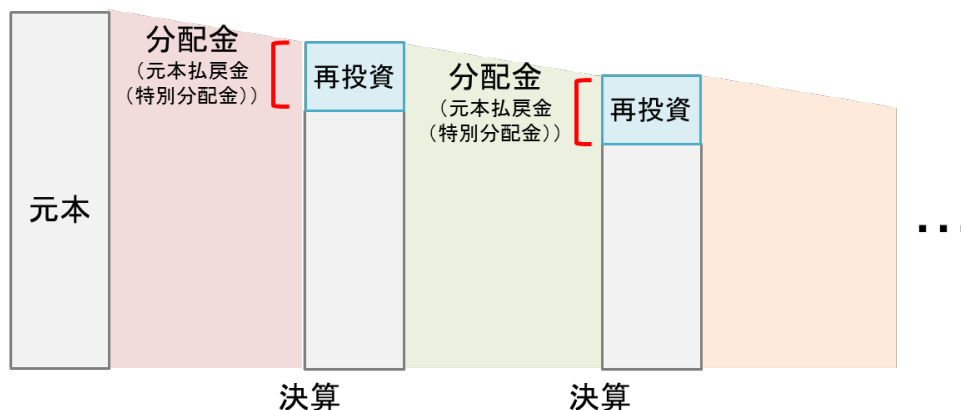
【図1: 普通分配金の再投資のイメージ図】



※1 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

- ◆ 一方、分配金が「元本払戻金(特別分配金)」※2であった場合は、【図2】の通り、課税は行われません。
- ◆ なお、**投資信託の基準価額が継続的に下落しているような局面**においては、むしろ分配金を**再投資せず、お受け取りいただき、その後の基準価額の影響(下落)を受けないようにしていただくことの方が有利**となります。

【図2: 元本払戻金(特別分配金)の再投資のイメージ図】



※2 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- ◆ このような現象は、基準価額の上昇・下落といった要因により起こります。また、お客さまの課税時における税務上の収支状況等を踏まえると、分配金を受け取った方が良いのか、再投資した方が良いのか、そして投資信託の決算の頻度が多い方が良いのか少ない方が良いのかについて、事前に**いずれが有利かということ**を**申し上げることはできません**。お客さまのニーズに合った選択をしていただくことが重要と考えられます。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制) にかかる留意事項

手数料等について

SMB C日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大 1.265%(ただし、最低手数料 5,500 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 3.30%の申込手数料、最大 4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。

上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。

商号等

SMB C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号

加入協会

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 S T O 協会

(2023 年 9 月 30 日現在)